

(全国) 障害保健福祉関係主管課長会議等資料について

要旨

【重要事項】

(障害者)

○就労移行支援体制加算の見直しについて

- ・同一の利用者について事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するというのは、本来の制度趣旨に沿わない。
- ・本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、厚生労働省において、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）が設定された。また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者についても、市町村長が適当と認める者を除き算定不可であることが明確化された（令和8年4月1日施行）。

○就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について

- ・在宅支援については、これまでから通知やQ&A等において要件が示されていたが、一部、不適切な事業運営（在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動（※eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動等）や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められないもの）が散見されている状況にある。
- ・今般、在宅での適切な支援等を徹底するために、厚生労働省において特に留意すべき事項等が以下のとおり整理された。

- 1 留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、事前の本人の同意やアセスメントを徹底すること。

希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意すること。

- 2 留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。

また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進すること。

- 3 留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パ

ソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと」とされていることを踏まえ、事業所における適切な評価等の徹底を図ること。

4 Q&Aにおいて「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること。

5 Q&Aにおいて「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」などと記載されていることから、緊急時の対応について遵守すること。

○グループホームにおける支援の質の確保等について

- ・近年、利益を優先する法人の参入が見られ、支援の質の確保について課題がある状況。
- ・質の確保に向けて、厚生労働省において
 - ① グループホームを運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため必要となる運営や支援内容に関する基本的事項をとりまとめた「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を公表（令和8年2月）
 - ② グループホームの管理者について、実務経験要件や研修要件を設けることを検討（令和9年度から導入予定）
 - ③ 直接処遇職員を対象とした研修の実施を検討（令和10年度から実施予定）といった取り組みが進められている。

（障害児）

○障害児保育の充実のための専門職の活用等について

障害児保育の充実に向け、「療育支援加算」を見直し、理学療法士等の専門職配置・派遣費用の新設区分を創設

支援体制の強化を図るため、職員支援や関係機関連携、家族支援等の取組を必須化し、家庭的保育等にも拡大。また、併せて専門職1人を保育士とみなす特例を新設した。

○こども性暴力防止法について

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校や児童福祉

施設等が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務づけるなどを規定した「学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（「こども性暴力防止法」令和6年法律第69号）」の施行（施行期限：令和8年12月25日）に向け、新システムによる事業者登録の準備を進めるため、GビズIDの取得に協力が求められている。あわせて、令和7年12月25日公布の基準改正により、各施設に児童対象性暴力等の防止措置を義務付けている。

障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和 8 年 3 月 26 日 (資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html

厚生労働省HP⇒テーマ別に探す⇒障害者福祉⇒政策分野関連情報⇒障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※主管課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

障害福祉課 (資料 5 関係)**2 制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直し**

障害福祉サービス等に係る予算額は障害者自立支援法の施行時から 4 倍以上に増加し、特に令和 6 年度報酬改定後において総費用額は 12.1%の伸び。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わない形で加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況である。

このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和 8 年度に臨時応急的な見直しを実施することとし、本年 2 月 18 日に障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」をとりまとめた。

具体的な改定内容は下記のとおりであり、(1) は令和 8 年 4 月施行、(2)・(3) は令和 8 年 6 月施行を予定している。

(1) 就労移行支援体制加算の見直しについて

就労移行支援体制加算について、同一の利用者について A 型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道がある。そのため、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう適正化を行う。

具体的には、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定する。また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去 3 年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

(2) 就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援 B 型の基本報酬は「平均工賃月額に応じた報酬体系」を設定しているが、令和 6 年度報酬改定による算定方式の見直しにおいて、平均工賃月額が令和 4 年度から令和 5 年度にかけ約 6 千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

具体的には、基本報酬区分の基準額をそれぞれ引き上げるが、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の 2 分の 1 である 3 千円に留める。併せて、配慮措置として以下の措置を講じる。

- ・令和 6 年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外

- ・見直しにより区分が下がる事業所については、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する
- ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く

(3) 応急的な報酬単価の特例について

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

具体的には、収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

なお、受け入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

この「サービスが不足している地域」への配慮としては、

- ・離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬
- ・自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所（具体的には以下の事業所）に係る基本報酬
 - ✓公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

については従前の報酬単価を適用することとしており、対応をお願いする。

4 高齢の障害者に対する支援等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険

制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと

- ・介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること
- 等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

7 障害福祉関係施設等の整備について

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇(令和7年度新設)

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ(注)

【融資率】

90%

(注)入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

イ 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

ウ 耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備、スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

施設等の耐震化整備を行う事業、安全性に問題があるブロック塀等を改修整備する事業、水害対策のための整備をする事業、スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

(ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備は、令和8年度に追加)

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率(措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

エ 社会福祉施設等の高台移転、地すべり防止危険か所等危険区域からの移転にかかる融資条件の優遇措置

- ・津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行う事業

に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

オ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担に係る融資条件の優遇措置

- ・非常用自家発電設備整備及び給水設備を行う事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95% (施設本体を含む)

貸付利率 基準金利同率 (措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられる。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の2か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の2か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

また、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、中山間・人口減少地域に所在する障害者支援施設等を他施設等へ転用等を行う際に、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充することを検討しており、詳細については、関係通知の改正と併せて追ってお示しする。

(参考)

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」

(平成20年4月17日社援発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知)

8 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(2) 情報公表制度・経営情報の見える化について

障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいている。しかしながら、公表情報については、年度ごとの更新をお願いしているが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞ってい

る事業所情報がある。そのため、令和6年度報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を導入した。また、第8期基本指針において、各都道府県等における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする成果目標を追加する予定である。各都道府県等におかれては、引き続き、管内の状況を把握し、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるため、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。

なお、令和6年度より、省令を改正し、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしているので、ご了知の上、適切な対応をお願いする。

また、経営情報の見える化については、障害福祉サービス等についての国民による現状・実態の理解を促進し、障害福祉の現場における人材不足の状況、事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握する観点から、令和7年度より取組を進めている。下記のとおり、経営情報データベースを整備し、令和7年8月より、障害福祉サービス等事業者からの報告を開始しているので、積極的な報告を促していただくようお願いする。

（経営情報データベース）

- ・ 報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- ・ 報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- ・ 報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後3月以内に報告（令和7年度については令和8年3月末までの報告で可）
- ・ 公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表方法の詳細については、現在検討中）

詳細については、今後随時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただきたい。

また、経営情報について、令和8年1月末時点で、都道府県等へ報告している事業所の割合は、全国で20%程度と低調であるため、令和8年3月末の報告期限までに全ての事業所から報告をいただくよう、未報告の場合には前述の「情報公表未報告減算」の適用もある旨を喚起し、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いする。

（4）障害福祉の現場におけるハラスメント対策について

障害福祉サービス等におけるハラスメントへの対応は、サービスを継続するための人材の確保や定着を図るだけにとどまらず、発生の背景要因を分析すると様々な意味を持っている。例えば、利用者・家族等が事業者への不満や不信を感じたことで感情的に発生するものや、利用者の心身の状況と職員の支援方法とのミスマッチによって発生するもの等が考えられ、対応を通じてサービスの質の向上や利用者の状態に合った支援方法の検討にもつながる。一方で、事業者がハラスメントに適切に対応せず、職員が不満や精神的ストレスを抱えこむと、利用者への報復（虐待）

につながってしまう可能性もある。

こうした背景から、厚生労働省では、令和3年度に、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、障害福祉サービス等事業者として取り組むべき対策などを示した、障害福祉サービス等事業者向けの「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」、職員向けにハラスメントに関する基本的な知識や対応を整理した「職員向けリーフレット」を作成している。また、令和4年度に、事業所内での利用者や家族等によるハラスメント対応を実現する手段の一つとして、前述のマニュアルに基づく研修素材及び職員向け動画を作成している。

各都道府県等におかれては、管内事業者に対してハラスメント対策の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているマニュアルや研修動画も活用いただきながら、確実なハラスメント対策の実施を促していただくようお願いする。

また、ハラスメント対策にあたっては、関係機関との連携も重要であるため、地方公共団体をはじめとする行政や関係各機関と障害福祉サービス等事業者が日頃から連携する仕組みの構築等についても、マニュアル等を参考に進めていただきたい。

<障害福祉の現場におけるハラスメント対策>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html

令和7年6月に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第63号）が成立し、令和8年1月に開催された第89回労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、令和8年10月1日から、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられる予定とされた。

このような状況下で、障害福祉サービス等の人材確保等の観点から、従事者が安心して働くことのできる職場環境や、労働環境を整えることが重要であることから、令和8年度には、障害福祉分野における利用者や家族等によるカスタマーハラスメントへの対応として、カスタマーハラスメントの実態把握や、事業者として取り組むべき対策などを示すために、調査研究の実施と対策マニュアルの見直しや、事例集の作成を予定している。また、カスタマーハラスメント対応について、令和9年度報酬改定において運営基準省令等への位置づけも検討しているため、ご承知おきいただきたい。

なお、カスタマーハラスメントへの対応にあたっては、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないように留意いただきたい。

(5) 利益供与等の禁止について

障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定基準第38条において、利益供与等の禁止について規定している。

当該規定で禁止される利益供与先は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであり、ご留意いただきたい。

9 災害対応について

(2) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

イ 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被災状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。

(イ) 登録の徹底について

災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報が連携されるため、情報公表システムでの登録・公表が未了の施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告ができない。このため、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかなシステム入力を促すとともに、審査・公表していただくようお願いする。

また、災害時情報共有システムに必要な情報の登録等について令和7年12月時点において、事業所担当者のメールアドレス登録率は84.1%に留まっており、未登録の事業者が散見される。そのため、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いする。

(ウ) 被災報告の徹底について

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。被災状況等の報告について、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、施設、事業所への報告の徹底について働きかけを行っていただきたい。

また、同システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をお願いしたい。

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyssshofuku/>

12 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

⑥居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成21年7月1日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたが、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和3年5月26日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和3年7月12日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了知いただくとともに

に、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者にも周知されたい。

⑧訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」（令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問21においてお示ししている。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるため、ご了承くださいとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

（2）入院中の重度訪問介護について

①入院中の重度訪問介護の利用について

重度訪問介護を利用する障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしているが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成28年通知」という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っている。各都道府県等におかれては、重度訪問介護を利用する障害者が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規程による療養の給付等が行われることを踏ま

え、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということを十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされており、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないように、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

加えて、市町村における入院中の重度訪問介護の提供に係る報酬の算定については、これまでの Q & A を参照されたい。

（５）行動援護について

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及

び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和 9 年 3 月 31 日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（6）化学物質過敏症の利用者に対する配慮について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に対応したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者にも周知されたい。

13 障害者の就労支援（ガイドライン、就労選択支援等）の推進等について

（1）指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン等について

（就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について）

在宅支援については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）や「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8（令和7年3月31日）問2（以下「Q&A」という。）」などにに基づき、要件を遵守し、実施いただいている。

しかしながら、一部ではあるが、不適切な事業運営が散見されている状況もあり、ガイドラインでも「在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動（※eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動等）や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」（令和7年3月31日）に照らして、適切な内容となっているか確認すること」とし、周知してきた。

今般、在宅での適切な支援等を徹底するために、特に留意すべき事項等を以下のとおり整理したので、ご確認の上、事業所へ必要な周知を行うとともに、事業所指定や支給決定の際などに適切に対応をいただくようお願いする。

なお、当該内容については、今後、事務連絡も発出する予定である（在宅支援については、令和9年度報酬改定にあわせ、見直しを行うことも検討中。

【留意いただきたい事項】

在宅支援については、留意事項通知で「アからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する」とされていること等を踏まえ、事業所はこれらの要件にすべて該当することなど、留意事項通知やQ&Aに定める事項の遵守が必要であり、この点は改めて徹底いただきたい。特に、支給決定権者におかれては「アからキまでの要件」は在宅支援の報酬算定の要件となっていることも踏まえ、改めて適切な対応をお願いしたい。あわせて、以下の点は留意いただきたい。

- 1 留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、事前の本人の同意やアセスメントを徹底すること。

希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意すること。

- 2 留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。

また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進すること。

- 3 留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと」とされていることを踏まえ、事業所における適切な評価等の徹底を図ること。

- 4 Q&Aにおいて「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、(中略) オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること。
- 5 Q&Aにおいて「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」などと記載されていることから、緊急時の対応について遵守すること。

地域生活・発達障害者支援室 (資料5関係)

4 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

(1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心した生活を営むことができるよう、入所施設や病院等からの地域生活への移行や親元からの自立に向けた支援を着実に推進することが求められている。このため、障害者が希望する地域生活への移行や、その継続を実現するための支援について、引き続き取り組んでいく必要がある。

令和8年度から、「地域移行等意向確認等に関する指針」の作成や意向確認担当者の配置が障害者支援施設の義務となることから、第8期基本指針でも意向確認の支援について指標を設けている。当該義務について、「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」とともに障害者支援施設の運営事業者に着実に周知することにより、障害者が希望する地域生活を送れるよう、引き続きご協力いただきたい。

また、第8期基本指針では、施設入所者の地域生活への移行に係る目標値の設定に当たって、「令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」や、「令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減すること」を基本とする予定である。各自治体においては、利用者の意思・希望を尊重することはもちろんのこと、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアの必要な者などへの専門的支援をどのように行うか、重度化・高齢化した利用者への対応をどうするか、といった観点も踏まえ、地域のニーズを丁寧に把握することにより、具体的な目標値を設定していただきたい。障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備を引き続きお願いする。

(3) グループホームにおける支援の質の確保等について

共同生活援助(以下「グループホーム」という。)については、近年、利益を優先する法人の参入が見られ、社会保障審議会障害者部会でも、支援の質の確保について指摘がなされている。

このような状況を受け、次のような取組を順次進めることとしているため、本取組へのご理解とご協力を賜りたい。

① ガイドラインについて

本年2月、グループホームを運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため必要となる運営や支援内容に関する基本的事項をとりまとめた「共同生活援助における

運営や支援に関するガイドライン」を公表した。グループホームを運営する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）第 210 条の 5 第 5 項において、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされている。各自治体におかれては、本ガイドラインを事業者に周知するとともに、事業者に対する運営指導等の実施について、特段の配慮をお願いする。

<ガイドライン掲載先>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

② 管理者の資格要件の導入について

ア 資格要件について

グループホームの管理者について、令和 9 年度から資格要件を導入する予定である。現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 35 条の規定（※）や他制度の例等も参考に、実務経験要件や研修要件を設けることを検討している。詳細が決まり次第、改めてお知らせする。

※ 「生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」

③ 直接処遇職員の研修について

指定基準第 212 条第 5 項により、指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないとされている。しかしながら、現状においては、グループホームに従事する直接処遇職員を対象とした統一的な研修体系が存在していない状況にある。

このため、令和 8 年度に直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発する予定である。また、全国のグループホームに従事する直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、指定権者による研修実施についても検討を進めることとしている。

あくまで現在想定しているものであるが、スケジュールとしては、令和 8 年度に研修用教材及びカリキュラムの開発を行い、令和 9 年度に指定基準を改正した上で、令和 10 年度に施行することを検討している。

全国こども政策主管課長会議資料概要

(令和8年4月9日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-syukankacho/6c5e7c4a>

こども家庭庁HP⇒会議等⇒全国こども政策主管課長会議(令和7年度)⇒会議資料

○概要は以下のとおり

※主管課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

こども家庭庁【成育局保育政策課】関係

I 保育政策の新たな方向性について

保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX等】

II 令和8年度の保育政策における主な改善・見直し事項

3. 保育の質の確保・向上、安全性の確保

1 (7) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

○学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。

○減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月とする。

※保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に定める、訓練・研修の実施(第2項)保護者等への周知(第3項)、安全計画の見直し(第4項)ごとに、実施の有無を判断する。

5. 多様なニーズに対応した保育の充実等について

2 (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等①(療育支援加算の見直し)

○障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園

も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

- ・専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける。

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

- ・取組内容として、

- ①他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
 - ②障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
 - ③障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
 - ④児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（**取組の必須化**）。
- 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設する。
- 令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

単価表

■幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援 加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	B：それ以外の障害児受入施設

※ 主任保育士等の代替職員の配置



療育支援加算	代替職員配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
		B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	A：月 60 時間以上（1 週に 2 日程度を想定）
		B：月 90 時間以上（1 週に 3 日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。

※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員 90 人以上の施設のみ算定可能。

■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設



療育支援加算	A：月 30 時間以上（1 週に 1 日程度を想定）
	B：月 60 時間以上（1 週に 2 日程度を想定）

※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。

2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要

(②) こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③) 幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、 <u>2/3以上を保育士とすることが必要</u>
(④) 8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該を超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、 <u>2/3以上を保育士とすることが必要</u>
(⑤) 専門職の保育士みなし特例 (新規)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、又は障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを <u>1人に限り</u> 保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

成育局安全対策課 こども性暴力防止法施行準備室関係

I. こども性暴力防止法における地方自治体の役割について

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）：

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）：

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）：教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）：

塾講師、放課後児、童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

初犯防止対策

(1) 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- ・ 研修（第8条等）

(2) 被害が疑われる場合の措置

- ・ 調査（第7条第1項等）
- ・ 被害児童の保護・支援（第7条第2項等）

再犯防止対策

(3) 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
- ・ 学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等）
- ・ 民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項）
- ・ 確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

防止措置

(4) 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ (1)～(3)を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）

○情報の秘密保持義務（第 39 条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和 8 年 12 月 25 日

II. こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ（イメージ）

○新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定（調整中の内容を含む）。

①【学校設置者等・施設等運営者】G ビズ ID の申請等（～4 月末頃まで：約 3 か月）

- ・学校設置者等・施設等運営者が、個別に G ビズ ID（プライム）を申請
- ・G ビズ ID（プライム）発行後、各事業者は、必要に応じて G ビズ ID（第一管理者）を登録

※プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

②【デジタル庁】G ビズ ID の発行

- ・デジタル庁において、申請された G ビズ ID（プライム、第一管理者）を発行

③【学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）】事業者情報の登録（4 月～6 月：約 3 か月）

- ・施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報（G ビズ ID を含む）を所轄庁に登録
 - ・所轄庁の方針に従い、4・5 月中も登録可能
- ※登録様式（エクセル／フォーム）や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出（5 月～7 月：約 3 か月）

- ・学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出（※）
 - ・所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられれば、締切り以前であっても提出可能（こども家庭庁への提出締切りは厳守）
- ※提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み（5 月中旬～10 月：約 5 か月半）

- ・提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定（システムへの取込み）

⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備（11 月～12 月上旬：約 1 か月半）

- ・学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限（犯歴確認ができる者等）を設定するか検討

⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定（12月中旬にシステム暫定稼働）→ 犯罪事実確認書の交付申請等（施行日（12月25日）にシステム本格稼働）

- ・学校設置者等・施設等運営者は、システム（暫定稼働）上で権限設定→施行日（12月25日）からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

設備・運営基準等に係る条例の改正について

設備・運営基準等の改正の概要

- 令和7年12月25日公布の内閣府令等により、義務対象施設・事業の設置者等は、子どもへの性暴力等を防止等するために必要な措置を講じなければならないことを、各施設・事業の設備・運営基準（※）に追加（令和8年12月25日施行）。

【追加した内容】（幼保連携型認定こども園の例。他施設・事業についても同様）

- ◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（児童対象性暴力等の防止）

第三条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない

- これらの基準に従い、又はこれらの基準を参酌して定めることとされている条例についても、法の施行日（令和8年12月25日）までに改正等の対応が必要。

（※）改正された基準一覧

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設 の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）

障害児支援の推進について

2. 障害福祉人材の処遇改善等について（令和7年度補正予算・令和8年度報酬改定）

1（1）処遇改善の拡充①

概要

○福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。

※合計で、福祉・介護職員について最大1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置

○具体的には以下の措置を講じる（併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）

【告示改正・令和8年6月施行】

- ①今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
- ④ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる

3. 制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて（令和8年度報酬改定） について

2（3）応急的な報酬単価の特例

概要

○障害福祉サービス等に係る送付用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

○収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を定起用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

※年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

※指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処分することが望ましい

※合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合は、既存事業所と同様の扱い

○応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。